建設後50年以上経過する社会資本の割合

国土交通省

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後５０年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後５０年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合 】（2023年3月時点）

［ ］：各施設の総数（総延長）

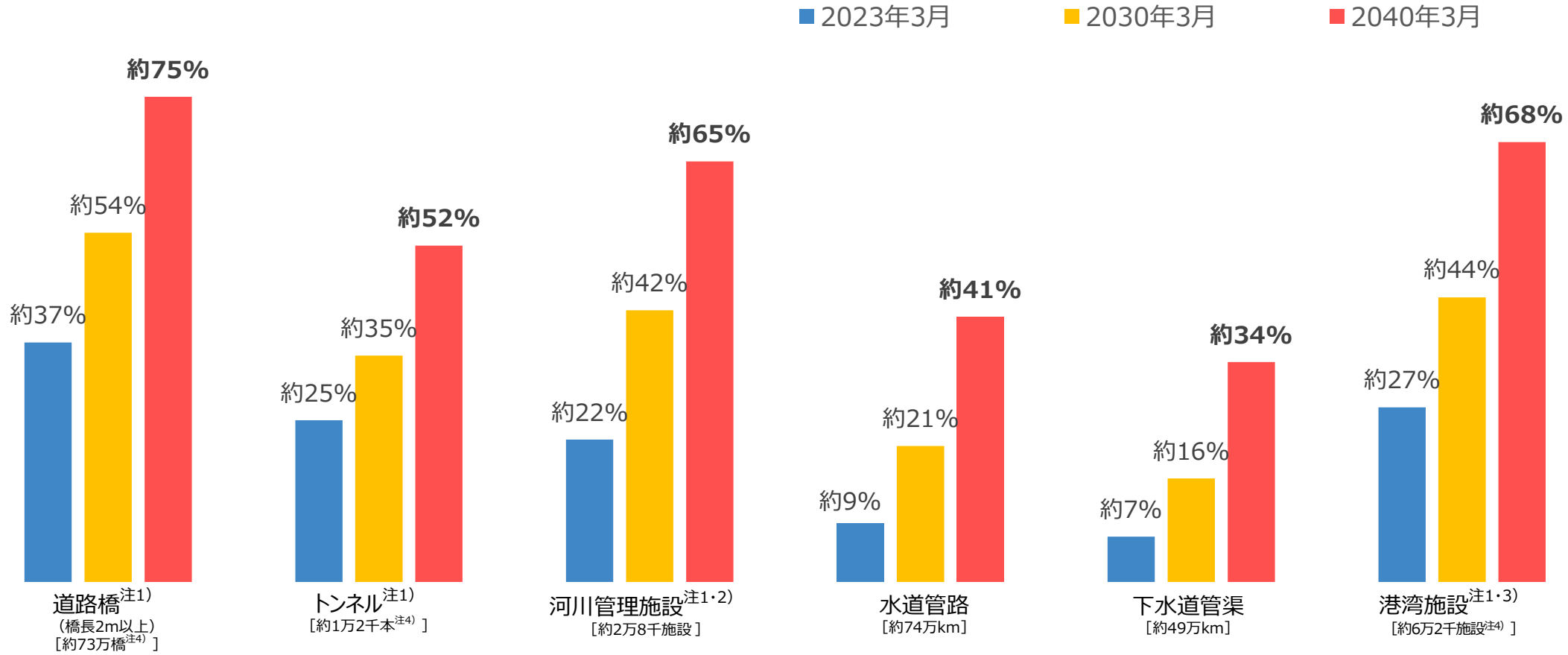

注1） 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。
注2） 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。
注3） 一部事務組合、港務局を含む。
注4） 総数には、建設年度不明の施設数を含む。